



島根県報

平成16年 3 月 2 日 (火)
号外 第 15 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

監査公表

財政的援助団体等監査の結果の公表

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成16年 3 月 2 日

島根県監査委員	島 田 三 郎
同	中 村 芳 信
同	品 川 卯 一
同	生 田 洋 一

第 1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の主旨

財政的援助団体等監査は、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体及び県が資本金、基本金を出資している団体等並びに財政的援助等を行っている所管課を監査し、県による財政的援助の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等を監査するものである。（「別表 1 財政的援助団体等の監査について」参照。）

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は、監査体制等の条件、監査の実効性の確保等を考慮し、次のとおりとした。

ア 財政的援助団体

県単独の制度により 1 千万円以上の補助金等（交付金、負担金及び利子補給金を含む。）を交付している団体及び 1 千万円未満の補助金等を交付している団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体並びに貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している団体

ウ 借入保証団体

県が借入保証をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 公の施設の管理を行わせている団体

(2) 監査対象団体の概要

上記(1)に基づき、県庁各所管課に対して行った該当団体調査結果の概要は次のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	借入保証	公の施設 管理委託
		補助金等	貸付金	損失補償			
財団法人	34	17	3	3	26		9
社団法人	14	8	2	1	4		4
学校法人	2	2					
社会福祉法人	25	24					1
農林水産組合	6	1	5		1		
商工会議所 商工会等	60	60					
株式会社	4		3		4		
その他	21	17	2		4	1	2
合計	166	129	15	4	39	1	16

(3) 監査実施団体

今年度は監査対象団体の中から、過去の監査実施状況等を考慮し、次の24団体を選定し監査を実施した。

	団 体	所 管 課	財政的援助等の形態
1	(財)島根県職員互助会	職 員 課	補助金
2	(財)ふるさと島根定住財団	地 域 政 策 課	補助金、出資
		青 少 年 家 庭 課	補助金
3	(財)島根県市町村振興協会	地 域 政 策 課	交付金
4	(財)島根ふれあい環境財団21	環 境 生 活 総 務 課	補助金、出資

5	(財)島根並河萬里写真財団	文化 振 興 課	出資
6	(財)島根県環境管理センター	廃 棄 物 対 策 課	補助金、損失補償、出資
7	備みずうみ	健康福祉総務課	補助金
8	(財)島根県環境保健公社	医 療 対 策 課	補助金、貸付金、出資
9	(社)島根県医師会	健 康 推 進 課	補助金
10	(財)しまね長寿社会振興財団	高 齢 者 福 祉 課	補助金、出資
11	(財)島根県障害者スポーツ協会	障 害 者 福 祉 課	出資
12	(社)島根県畜産振興協会	畜 産 振 興 課	補助金、出資
13	(社)島根県林業公社	林 業 課	補助金、貸付金、損失補償、出資
14	島根県漁業信用基金協会	水 産 課	出資
15	(財)しまね産業振興財団	産 業 振 興 課	補助金、出資
		企 業 立 地 課	補助金
		経 営 支 援 課	補助金
16	島根県信用保証協会	経 営 支 援 課	補助金、出資
17	島根県中小企業団体中央会	経 営 支 援 課	補助金
18	松江商工会議所 (中小企業相談所)	経 営 支 援 課	補助金
19	出雲空港ターミナルビル(株)	港 湾 空 港 課	貸付金、出資
20	石見空港ターミナルビル(株)	港 湾 空 港 課	貸付金、出資
21	隠岐空港ターミナルビル(株)	港 湾 空 港 課	出資
22	島根県職業能力開発協会	労 働 政 策 課	補助金
23	(財)島根県建築住宅センター	建 築 住 宅 課	出資
24	(財)島根県警察職員互助会	県 警 ・ 会 計 課	補助金

3 監査の実施方法、対象年度、着眼事項、範囲及び実施時期

(1) 実施方法

ア 団体

すべての団体について、実地監査を実施した。

イ 所管課

所管課については、書面監査を原則とし、必要に応じ実地監査を実施した。

(2) 対象年度

補助金、交付金については、平成14年度を対象とし、それ以外の財政的援助等については原則として平成14年度を対象とし、必要に応じ過年度に遡及した。

(3) 着眼事項

監査は、主として平成14年度における財政的援助等を対象として、ア 団体の組織運営に問題はないか、イ 財務、経営上の問題はないか、ウ 事業実施上の問題はないか、エ 会計処理に問題はないか、に着眼点をおいて実施した。

(4) 範囲

監査の範囲は、出資団体にあつては、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、補助金等、貸付金又は損失補償を受けている団体にあつては、それら財政的援助に関連する範囲にとどめた。

(5) 実施時期

監査は、「別表2 監査実施時期」のとおり実施した。

第2 監査の結果

総括的監査結果の概要は1のとおりであり、個別監査結果は2に掲げるとおりである。

なお、本報告書に掲げた公表・指摘事項、運営の合理化に関する意見以外の事項については、文書又は口頭により所管課及び団体に対し注意した。

1 総括的監査結果

(1) 県と財政的援助団体等のあるべき関係に関する意見

県と財政的援助団体等の間には、県から団体への補助金、交付金等の交付、事業資金等の貸付け、団体の債務に対する県の損失補償等による財政的援助や団体の基本財産への出捐等「カネ」を通じて様々な関係が形成されている。

また、「カネ」を通じた関係のほか、常勤役員や事務局長等への県退職者や県職員の就任、派遣を通じての「ヒト」を通じた関係もみられる。

なお、これら「カネ」や「ヒト」とのつながりにも団体によって濃淡や差異が見受けられる。

財政的援助等を受けている団体は、民法その他の法律に基づき設立され、県からは独立した法人であるため、財政的援助等の程度にかかわらず、県との関係、県との役割分担等を明確にした上で、独立した法人としての存在意義を失うことなく県と異なる手法による事業展開を行い、団体の設立目的に合致する成果を生み出していくことが重要である。

現在、国においても地方においても行政（国及び県）と特殊法人、外郭団体等とのあり方が厳しく問われているが、国の行政改革大綱（平成12年12月1日・閣議決定）においては、「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革」が重要課題の一に挙げられ、次の事項等について、平成17年度末までに実施することが決定され、都道府県所管公益法人においても同様の措置を講ずるよう要請されているところである。

国から公益法人に対して交付されている補助金、委託費等については、説明責任の確保と透明性の向上の観点から厳しく見直し、その縮減、合理化を図ること

国からの補助金等が法人の総収入に対し大部分を占める場合は、その必要性等について厳しく精査すること

国が公益法人に対して交付する補助金等で、当該法人が更に他の公益法人等の第三者に分配・交付するものについては、国自ら又は独立行政法人が分配・交付すること

官民の役割分担の徹底、役員報酬の適正化の観点から公益法人に対する役員報酬の助成は行わないこと

また、県においても県の財政的関与や人的関与の適正化等を図る観点から外郭団体の見直しが実施されつつある。

県と財政的援助団体等は、「カネ」や「ヒト」を通じたつながりが強くなればなる程、県の施策、考え方が団体を通じて達成されやすいという面があるが、一方においては、県のコントロールが強まり、団体の独自性が阻害されることが懸念される。したがって、県と財政的援助団体等が適正な関係を保つため次の事項について検討された。

ア 県は、財政的援助団体等に対し補助金交付等を行う場合は、団体を通して事業を行うメリット、必要性、妥当性等が客観的に認められる場合に限定すること、一方、団体は、県の「カネ」や「ヒト」への依存や財政的援助を既得権的に受け入れること等がないよう自立した団体としての立場を明確にすることが必要である。

そのためには、「カネ」や「ヒト」の流れに一定の「ワク」を設け、「カネ」の面においては、団体への補助金は、原則として事業費補助とするとともに、毎年、前年度の事業成果を重要指標として交付の適否を判定し、必要に応じ制度の見直しを図る、「ヒト」の面においては、団体の指導監督及び財政的援助等を行う立場の知事等県関係者がその団体の長に就任することは原則として避けるなどのルールづくりをし、双方に緊張感が保てる関係を構築しておくことが必要である。

イ 財政的援助を受けている団体は、県から団体に支出された公金の執行、補助事業の実施等について基本的に議会の関与を受けることがなく、県民には見えにくい存在になりがちである。

このため、透明性の確保や情報公開に心がけ、公金が団体を通じて有効かつ効果的に使われていることについて説明責任を果たす必要がある。

(2) 財政的援助等を通じて形成される県と団体の関係について

監査実施団体について、財政的援助等を通じて形成される県との関係を類型化して示すと次のとおりである。

ア 基本金（基本財産）の100%が県からの出資による団体

(財)ふるさと島根定住財団 ・ (財)島根ふれあい環境財団21
(財)しまね長寿社会振興財団 ・ (財)しまね産業振興財団
(財)島根県並河萬里写真財団

これらは、県の重要課題である「定住対策」、「高齢者対策」、「産業振興」等を行うために県が設立した団体であるため、いずれも「カネ」と「ヒト」両面で県と深くつながっている。

「カネ」の面では、団体の事業費の多くが県からの補助金又は県が出捐した運用財産を取り崩したものが充てられているほか、すべての団体が人件費の補助等を受け、手厚い支援を得ている団体である。

「ヒト」の面でも、業務執行のマネジメントを担う常勤役員及び事務局長とも県職員や県退職者が占めている団体が多い。

これら団体の事業内容や業務の実態をみる限りでは、県庁の補完的機関あるいは第二県庁的な立場を強くうかがわせている。

したがって、各団体は県とのつながりの深さを常に念頭に置き、次の点に留意する必要がある。

実施する事業の適否、事業継続の可否等について第三者の評価も取り入れる等不断の見直し、検討を行い、自らを厳しく律する姿勢を持つとともに、県政の重要課題に対処するために設立された公益法人としての役割を今一度認識し、事業の企画、実施方法等に県にはみられない民間的な発想や考え方を打ち出し、県民の目に見える成果を生み出して団体の存在意義を示すことを期待する。

イ 基本金（基本財産）の一部又は全部の出資を受けているが、事業運営は原則として事業収入による団体

(財)島根県環境管理センター ・ (財)島根県環境保健公社
(社)島根県林業公社 ・ (財)島根県建築住宅センター

これらは、公共性が高い事業又は県が関与することに合理性がある事業を実施するために、県単独、又は県と関係市町村、関係団体等により設立されたものである。

「カネ」のつながりでは、これらの団体は、事業収入による団体運営が基本となっているが、事業収入が計画どおり見込めず経営状態がよくない一部の団体は、補助金による直接的援助とは別に、長期借入金の返済資金や事業資金に充てるための貸付けを受けたり、団体が行った金融機関からの借入金に対し県から損失補償を受ける等県から多額の間接的財政援助を受けている実態がある。

このため、県は、貸付け又は損失補償を行う場合は、後年度に県の負担が生じないよう団体の経営状況、経営計画を厳しくチェックし財政的援助の妥当性の判断を厳格に行う必要がある。

ウ 財政的援助が補助金又は交付金のみである団体

(財)島根県職員互助会 ・ (財)島根県市町村振興協会
編みずうみ ・ (社)島根県医師会
島根県中小企業団体中央会 ・ 松江商工会議所(中小企業相談所)
島根県職業能力開発協会 ・ (財)島根県警察職員互助会

これらのうち、事業費補助等を受けているものは5団体、人件費等の運営費補助を受けているものが3団体となっている。これらの補助金等は、交付期間が長期に及んでいる場合が多いため、補助金等を受けることが既得権化したり、補助金等を介して惰性的関係が生ずることのないよう、県においては、社会情勢の変化や補助金等

の効果を常に検証し、補助金等継続の是非の検討、必要に応じた制度の見直し等を図る必要がある。

エ 県から事業委託を受け、それが主要財源となっている団体

(助)島根県障害者スポーツ協会

これは、団体の主要事業が県からの受託業務となっているものである。団体の事業中、受託事業の量が多ければ多いほど団体の独自性が狭まることを意味し、団体としては、受託事業の内容、事業量を十分検討すべきである。団体の存在意義を明確にするためにも団体独自の企画による業務を充実・強化し、団体本来の姿が見えるよう団体のあり方について検討する必要がある。

オ 県が資本金の一部を出資しているが、県が中心になって設立した株式会社

出雲空港ターミナルビル(株)・石見空港ターミナルビル(株)
隠岐空港ターミナルビル(株)

これらは、県と関係市町村、関係企業が共同出資した商法法人であり、トップマネジメントは民間企業の出向者が担い、企業としての性格を強く打ち出した経営が行われている。

これらの会社の収益は、事業の性格上、乗り入れ航空会社からの収入に多くを依存する構造となっているため、財政的援助等を通じた県との関係は比較的薄いが、むしろ路線の維持、拡充等に関する県の航空交通政策と密接な関係を有している。

カ その他

(社)島根県畜産振興協会・島根県漁業信用基金協会
島根県信用保証協会

これらは、特定の業界、業種の経営の安定化を支援するために、収益の補てんや債務保証等を行っている団体である。県からの財政的支援は、補助金と出資であり、団体事業に占める補助金額、県の出資割合とも比較的小さいが、団体の事業は、県が実施する事業と密接不可分な関係をもって行われている。

(3) 所管課に対する総括的意見

ア 補助金等交付のあり方について

監査実施団体のうち、17団体に県から25の補助金等(1千万円以上のものに限る。)が交付されている。

補助金等の交付については、今後次の事項について検討されたい。

(ア) 補助金等交付要綱に補助対象経費が明確に表現されていない例、補助条件を明示すべきであるにもかかわらず盛り込まれていない例等が見受けられたので、補助金等の主旨を明確にし、透明性を高めるために、わかりやすい交付要綱にすること。

(イ) 補助金等の完了検査が書類上のみで形式的に行われ、実地検査がなされていない例が多く見受けられた。補助金等が適正に執行され、有効かつ効果的に使われているのか等を確認するためには、必要に応じ実地検査を行うなど実効性の伴う検査を行う必要がある。

イ 諸規程の整備について

団体の「給与規程」、「旅費規程」、「会計規則」等において「県の規程に準ずる」、「県の例による」とされている団体が多くあった。またこの場合、基になる県の条例、規則等の内容が正確に理解されていない場合も見受けられた。

本来、団体の運営に必要な諸規程は、独立した法人として団体独自の考え方、団体の経営状況等に応じて定めることが原則であるため、所管課は、団体の指導に際しては団体独自の諸規程の整備について指導されたい。

ただし、現規程が「県に準ずる」、「県の例による」となっている団体に対しては、県として説明会を開くなど指導を徹底する必要もある。この場合、指導効果を十分なものとするために各所管課は連携し、人事課、出納局などそれぞれの条例、規程を所掌する部署の協力を得て、わかりやすい資料を整備した上で、統一的に行う必

要がある。

ウ 事業資金、基本財産等の管理について

団体における事業資金、基本財産、運用財産等の管理は、ペイオフ解禁など経済・金融情勢の動向を的確に把握し適切に行うことが必要であるが、監査を実施した県出資団体のうち、8 団体でペイオフ解禁対策等が不十分であった。

ペイオフ解禁については、平成17年 4 月以降更に解禁が進み、全額保護対象となる預金が決済用預金（無利息・要求払・決済サービス提供可の 3 条件を満たす預金）のみになる予定であること等を踏まえ、各所管課は共同して出納局の協力も得ながら各団体に対しペイオフ解禁対策など事業資金等の適切な管理・運用方法について統一的な指導を行われたい。

(4) 団体に対する総括的意見

ア 理事会等役員会の活性化について

団体における理事会等役員会の機能や役割は、団体の設置根拠となる法律や団体の規程等によりそれぞれ異なるが、いずれの団体とも役員会は、組織運営上の重要な位置づけとなっているので、原則として役員本人が出席することが必要である。

監査を実施した団体のうち、県が出資している団体（16法人）における役員会の本人出席率の平均は59.2%であり、県が100%出資している 5 団体にあっては、いずれも50%を下回っていた。また、民法の規定に基づく財団法人（12法人）は53.3%、社団法人（3 法人）は83.9%であった。

県の財政的援助が団体を通じて効果的にいかされるためにも役員会の本人出席率の低い団体にあっては、役員会の重要性を認識し役員会の活性化を図られたい。

イ 情報公開への対応について

監査を実施したほとんどの団体で県民から開示を求められた場合には、財務諸表等を閲覧に供することについて、その必要性は認識されていた。

しかしながら、県から財政的援助を受けている団体としては、求められた場合の公開はもとより、財政的援助に関連する事業の内容、目標、成果等について積極的に開示に努め、公金を扱う団体として、透明性を高め、県民の理解を得るために努力をされたい。

なお、情報提供の目的は、あくまで県民の理解を得ることにあるので、行政用語、専門用語等の使用は避け、わかりやすい表現やまとめ方等について特段の配慮・工夫が必要である。

ウ 事業資金、基本財産等の管理について

事業資金、基本財産、運用財産等の管理は、安全、確実で、しかも高い運用益が得られる可能性のある方法で行うとともに、常に経済・金融情勢の動向を的確に把握し適切な対応をとることが必要である。

また、資金管理に関する責任の所在を明確にするために、理事会等の役員会で資金管理方針を決定するよう規程を整備し、それに基づいて管理を行う必要がある。

監査を実施した県出資の16団体について資金の管理方法をみると預金を主体としている団体が 9 団体、債券を主体としている団体が 7 団体となっている。このうち預金管理においてペイオフ解禁対策等が不十分な団体が 8 団体あった。また、債券については、ほとんどの団体で県債、国債等リスクの少ない方法による管理が行われていた。

預金については、ペイオフ解禁の状況も踏まえ、早急にペイオフ解禁への対策を講ずることとし、また、債券についても原則として元本が回収できるものによる管理を行うよう、事業資金等の管理方法について検討されたい。

なお、特に公益法人の基本財産については、安全性、確実性に十分留意し、元本が確実に回収できる管理方法をとる必要がある。

エ 会計処理のチェック体制について

会計事務においては、相互牽制を図るために、意思決定を行うラインと意思決定に基づく現金、物品等の出納

事務を行うラインは独立するとともに、それぞれのラインが、複数の者による確認・検査を行う体制となっていることが望ましい。

監査を実施した各団体は、意思決定過程においては、複数の者による確認・検査が行われていたが、現金、物品等の出納事務の過程では、意思決定過程と異なる責任体制のもとでの確認・検査は極めて不十分であった。

団体においては、職員数や組織上の条件により二つのラインをそれぞれ別に設けることは困難な場合が多いが、内部統制を徹底させるためには、少なくとも会計事務に係る意思決定を行う責任者と現金、物品等の出納事務における確認・検査を行う責任者を明確にし、それぞれの責任の所在を明らかにすることが重要であるので、相互牽制機能の充実・強化に向けて検討されたい。このことは、団体では会計事務を長期にわたり特定の職員が担う例が多いため特に重要である。

また、代表者印の適正な管理・使用は、会計処理上の重要事項である。代表者印の管理・使用規程が整備されている例は多かったが、使用簿を備えているものは少なかった。内部統制の徹底を図るために代表者印使用簿を作成し、管理を厳格に行われたい。

2 個別監査結果

1	団 体 名	(財)島根県職員互助会	所 管 課	職 員 課
---	-------	-------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和53年 5 月 1 日 (経過年数：25年)

(2) 目的

会員等の相互救済と福祉の増進を図ることにより公務の能率的な運営に資し、もって地域住民の福祉に貢献する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県職員互助会補助金

イ 内容

死亡弔慰金等の給付及び健康増進のための福利厚生事業に要する経費を補助する。

ウ 助成金額 99,929,000円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

互助会の構成員について

「職員の互助会に関する条例」第 2 条に規定する職員のほかに共済組合及び互助会の職員が含まれているので、是正すること。

補助対象者について

「職員の互助会に関する条例」第 2 条に規定する職員以外の共済組合及び互助会の職員に対しても、補助金の対象になっているので見直すこと。

イ 運営の合理化に関する意見

補助対象給付事業について

社会情勢の変化に伴い、リフレッシュ事業助成、宿泊施設利用助成、海外視察旅行助成事業等について、補助金の対象としての給付事業を見直すこと。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

2	団 体 名	(助)ふるさと島根定住財団	所 管 課	地 域 政 策 課 青 少 年 家 庭 課
---	-------	---------------	-------	--------------------------

1 団体の設立

(1) 時期 平成 4 年 9 月 3 日 (経過年数：11年)

(2) 目的

- ・ 若年層の県内就職の促進
- ・ 県の人口定住の促進
- ・ 魅力ある地域づくりの推進

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 ふるさと島根定住支援補助金

(ア) 内容

県の各部局において実施されている定住対策関連事業を補完し、部局横断的の事業のモデルとなる実験的・先導的の事業を団体において実施するための経費を補助する。

(イ) 助成金額 314,279,000円

イ 補助金名 少子化対策推進事業費補助金

(ア) 内容

団体を通して民間団体等の少子化対策に資する取り組みを支援し、様々な角度からの試行的な事業を実施するための経費を補助する。

(イ) 助成金額 27,700,000円

(2) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 400,000,000円 (平成15年 3 月31日現在)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

事業展開について

職業安定法が改正になり、平成16年 3 月 1 日より無料職業紹介事業を県・団体が行えるようになることを踏まえ、県やハローワークと連携し、U・Iターン者・学生等の就職支援の強化を図られたい。

他の団体との連携について

しまね長寿社会振興財団、ふれあい環境財団²¹等も地域づくり団体への支援事業を実施している。定住対策、高齢者対策、社会貢献活動・環境保全とそれぞれ視点は異なるが、県民の主体的な地域づくりという点で課題は共通しているため、これら 3 団体間で情報交換を密にし、各々の特色を活かした事業展開を図られたい。

3	団 体 名	(財)島根県市町村振興協会	所 管 課	地 域 政 策 課
---	-------	---------------	-------	-----------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和54年4月1日(経過年数:24年)

(2) 目的

- ・ 市町村振興宝くじに係る収益金による県からの交付金で市町村振興に係る事業を行う。
- ・ 基金を設置し災害時の融資等を行う。
- ・ 交付金を市町村に交付する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 交付金名 市町村振興交付金

イ 内容

市町村振興宝くじに係る収益金をもって、市町村の健全な発展を図るための経費を交付する。

ウ 助成金額 613,439,448円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

補助金の執行について

島根県市町村振興センター管理運営補助金を島根県市町村総合事務組合へ交付しているが、要綱を定めず執行している。

4	団 体 名	(財)島根ふれあい環境財団21	所 管 課	環 境 生 活 総 務 課
---	-------	-----------------	-------	---------------

1 団体の設立

(1) 時期 平成13年4月1日(経過年数:2年)

(2) 目的

- ・ 県民の様々な社会貢献活動を総合的・横断的に支援する。
- ・ 県民総参加の自主的・積極的な環境保全活動を推進する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根ふれあい環境事業補助金

イ 内容

団体が実施する事業に要する経費及びその他知事が必要と認める経費を補助する。

ウ 助成金額 129,699,000円

(2) 出資

ア 内容

団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 200,000,000円(平成15年3月31日現在)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

他の団体との連携について

ふるさと島根定住財団、しまね長寿社会振興財団等も地域づくり団体への支援事業を実施している。定住対策、高齢者対策、社会貢献活動・環境保全とそれぞれ視点は異なるが、県民の主体的な地域づくりという点で課題は共通しているため、これら 3 団体間の情報交換を密にし、各々の特色を活かした事業の展開を図られたい。

5	団 体 名	(財)島根県並河萬里写真財団	所 管 課	文 化 振 興 課
---	-------	----------------	-------	-----------

1 団体の設立

(1) 時期 平成 6 年 7 月 1 日 (経過年数：9 年)

(2) 目的

- ・ 写真の収集・保存・整理を行い、写真文化に関する意識を高める。
- ・ 写真を活用した文化事業を行い、写真文化振興に寄与する。
- ・ 写真を活用した文化事業、情報提供を行い、文化遺産や写真文化に対する意識の啓蒙を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容

団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000,000円 (平成15年 3 月31日現在)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

団体のあり方について

団体の今後のあり方については、昨年度の県議会行財政改革調査特別委員会報告等を踏まえ、現在検討が進められているところである。

団体のあり方については、県が文化遺産写真の寄贈を受けた趣旨を踏まえ、団体の寄附行為に定める事業の必要性を再検討した上で、早急に具体的な方針を決定し、それに向け速やかに実行されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

効率的・効果的な事業展開について

平成12年度から 3 年間の県から委託を受けた写真保存整理事業により、文化遺産写真の3,000枚のプリント作成と23万枚の原版整理が終了し、写真を活用する基盤が整ったところである。今後は、これらの写真の

プリントや原版の有効活用に努めることとし、魅力あるテーマによる写真展の企画・開催、情報誌の内容の充実等を図り、また、県民の受益により一層留意しつつ、費用対効果を見極め、採算性にも十分配慮した事業展開を図る必要がある。

6	団 体 名	(助)島根県環境管理センター	所 管 課	廃棄物対策課
---	-------	----------------	-------	--------

1 団体の設立

(1) 時期 平成4年3月4日(経過年数:10年)

(2) 目的

- ・ 産業廃棄物処分場の建設、維持管理
- ・ 産業廃棄物処理

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 公共関与処分場経営安定対策事業補助金

イ 内容

団体が、産業廃棄物処分場建設に関し借入した償還金の一部を補助する。

ウ 助成金額 176,191,000円

(2) 損失補償

ア 内容

団体が産業廃棄物処分場建設に要する資金を金融機関から借入したものについて、島根県が金融機関に損失補償を行う。

イ 補償限度額 6,292,415,000円(平成15年3月31日現在)

(3) 出資

ア 内容

団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 70,000,000円(平成15年3月31日現在)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

職員の手当支給について

給与に関する具体的な規程が定められていないため、職員手当は、県の「職員の給与に関する条例」の例によって支給されているが、扶養手当の支給に当たり、県条例では支給対象とならない姻族に対し、誤って支給されている。

イ 運営の合理化に関する意見

今後の営業戦略について

自らの収益により長期借入金返済できる自立的団体として発展するために役員、職員が一体となり、収益を向上させるための最大限の営業努力をする必要がある。

営業活動においては、いかにして広域から新たな顧客を開拓するかが重要なポイントであり、そのため県、市町村、関係業界と密接な連携を図り、産業廃棄物に関する情報を的確に把握できる体制を整備する等効率

の営業活動を展開するための戦略を検討されたい。

企業会計の手法の導入について

事業収入により運営することを基本とする団体であるので、経営分析や経営計画の検討に当たっては、企業会計の手法も取り入れるべきである。例えば、参考数値として損益計算書を作成し、企業であるならばどのような損益となっているかを数字で確認することも有効である。このことにより、役員も職員も経営状況の厳しさを実感することができると思われるので検討されたい。

7	団 体 名	婦みずうみ	所 管 課	健康福祉総務課
---	-------	-------	-------	---------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和60年 8 月 1 日 (経過年数：18年)

(2) 目的

- ・ 第一種社会福祉事業 (特別養護老人ホーム、経費老人ホーム等の運営)
- ・ 第二種社会福祉事業 (老人ディサービス事業の実施、老人介護支援センターの運営等)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 元利補給金名 民間社会福祉施設整備資金元利補給金

イ 内容

社会福祉法人又は医療法人が社会福祉施設等の整備に要する資金として、社会福祉・医療事業団から融資を受けた場合、その償還元金及び利子の全部又は一部を助成する。

ウ 助成金額 27,820,000円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

8	団 体 名	(財)島根県環境保健公社	所 管 課	医療対策課
---	-------	--------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和48年 2 月26日 (経過年数：30年)

(2) 目的

予防医学活動を主軸として、環境保健事業を推進し、県民の健康の増進と福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 成人病予防センター施設及び設備整備費補助金

(ア) 内容

成人病予防センターの施設及び設備整備に要する経費を補助する。

(イ) 助成金額 46,830,000円

イ 補助金名 成人病予防センター機能強化補助金

(ア) 内容

成人病予防センターの高度検診機能を強化するための経費を補助する。

(イ) 助成金額 26,000,000円

(2) 貸付金

ア 貸付金名 成人病予防センター運営資金

イ 内容

成人病予防センターの運営に要する経費を貸し付ける。

ウ 貸付金額 10,000,000円 (毎年度単年度貸付け)

(3) 出資

ア 内容

団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 1,000,000円 (平成15年3月31日現在)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

補助金の支出について

成人病予防センター施設整備費補助金について、補助金交付要綱が年度末の平成15年3月24日に一部改正され、また、翌年度になって年度末の日付で補助金の交付決定がされ、この補助金の支出負担行為のさかのぼり処理が行われている。

イ 運営の合理化に関する意見

成人病予防センターのあり方について

成人病予防センターは、施設の老朽化、狭隘化が進んでおり、今後抜本的な整備が必要であることから、県西部医療提供体制整備計画に基づき、県西部地域において同センター等が担うべき機能について、疾病予防機能等検討委員会で検討されている。については、同センターのあり方について、早急に検討し整備していく必要がある。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

9	団体名	(社)島根県医師会	所管課	健康推進課
---	-----	-----------	-----	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和22年11月1日 (経過年数：56年)

(2) 目的

- ・ 医道の高揚
- ・ 医学及び医術の発達普及並びに公衆衛生の向上
- ・ 社会福祉の増進

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 県単独公費負担医療実施医療機関事務費補助金

イ 内容

県の定めた乳幼児等医療費助成事業補助金交付要綱、福祉医療費助成事業補助金交付要綱に基づく乳幼児等医療費、福祉医療費の請求事務に要する経費を助成し、補助金を団体に一括して交付する。

ウ 助成金額 20,898,000円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

補助金の交付について

県単独公費負担医療実施医療機関事務費補助金交付要綱で「乳幼児等医療費及び福祉医療費の請求事務に要する経費に対し助成する」と定めているにもかかわらず、団体ではこの補助金を医学会・研修会費、医学雑誌発行費等に充てるとともに、一部を郡市医師会へ活動費、事務費補助金として交付している。

県として、このような内容の使途に対して容認し、補助金の交付決定及び確定を行っている。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

補助金の使途について

県単独公費負担医療実施医療機関事務費補助金交付要綱では、「乳幼児等医療費及び福祉医療費の請求事務に要する経費に対し助成する」とされているにもかかわらず、団体ではこの補助金を医学会・研修会費、医学雑誌発行費等に充てるとともに、一部を郡市医師会へ活動費、事務費補助金として交付している。

補助金の執行について

県単独公費負担医療実施医療機関事務費補助金の一部を、団体の補助金として郡市医師会に交付するにあたり、補助金交付要綱を定めず執行している。

会計処理規程の整備について

公益法人会計基準に基づき会計処理規程を整備する必要があるが、会計処理規程が整備されていない。

10	団 体 名	(財)しまね長寿社会振興財団	所 管 課	高 齢 者 福 祉 課
----	-------	----------------	-------	-------------

1 団体の設立

(1) 時期 平成 3 年10月 1 日 (経過年数：12年)

(2) 目的

- ・ 高齢者は健康で生きがいを持ち、中高年齢者は生涯現役を目指して積極的に社会参加活動ができるよう支援する。
- ・ 保健福祉の向上を図ることにより、明るく豊かな長寿社会の実現を目指す。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 明るい長寿社会づくり推進事業補助金

イ 内容

高齢社会に対する県民の理解と認識を深めるとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを推進し、活力ある長寿社会の構築を目的とする団体に対して補助する。

ウ 助成金額 38,817,478円

(2) 出資

ア 内容

団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 30,000,000円 (平成15年 3 月31日現在)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

健康長寿しまね推進事業について

健康長寿しまね推進事業は、県が実施する事業と財団が実施する民間主導の事業からなっている。

財団の実施する事業は県全体を対象とした事業と各健康福祉センターごとに実施する圏域事業で構成されている。

県全体を対象とした事業は、財団自らが健康づくりに対する県民意識の醸成・啓発に重点を置き、事業を展開している。

一方、圏域では、圏域健康長寿しまね推進会議を設置し、事業展開を行うこととしているが、事業の実施主体となりうる財団のような民間の受け皿がないため、実質、健康福祉センターが受け皿的機能を果たし、県職員が圏域の事業実施主体となり、財団から受けている助成金の現金管理も行っているのが現状である。

このような圏域での事業の実施状況をみると、この事業の特色である民間主導の理念が活かされておらず、助成金の執行に関しても、県補助金であれば補助金等交付規則に基づき、また、県の予算であれば会計規則等に基づき県の管理監督が及ぶが、この助成金は財団の基金を取り崩して交付されているため、県の管理監督の目が行き届かず、不透明な執行状況にある。

については、県、財団、圏域の推進会議それぞれの役割を整理し、この事業の根幹をなす民間主導の考え方が、事業全体の実施に活かされるよう、事業の受け皿となる民間組織等の育成を図りつつ、圏域の推進会議に対する助成及びその執行方法のあり方について検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

旅費の調整について

旅費については県の例によるとされているが、平成14年度に「シマネスクくびき学園」で開講された講座講師の費用弁償については、昼食を提供しているにもかかわらず旅費の調整がなされていなかった。

イ 運営の合理化に関する意見

今後の事業展開について

民間団体の自主的な高齢者福祉、保健活動を支援することを目的に平成3年に創設されたしまね長寿社会振興基金は、運用益が減少する中、これまで5億9千万円が取り崩され、現在22億8千万円となっている。将来的に基金が涸渇することは当然予想されるので、事業に関してのニーズ、実績等を見極めながら県・市町村と役割分担を図り、事業の重点化を図られたい。

他の団体との連携について

ふるさと島根定住財団、ふれあい環境財団21等も地域づくり団体への支援事業を実施している。定住対策、高齢者対策、社会貢献活動・環境保全とそれぞれ視点は異なるが、県民の主体的な地域づくりという点で課題は共通しているため、これら3団体間で情報交換を密にし、各々の特色を活かした事業展開を図られたい。

11	団体名	(財)島根県障害者スポーツ協会	所管課	障害者福祉課
----	-----	-----------------	-----	--------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和54年5月7日(経過年数:24年)

(2) 目的

障害者がスポーツ活動を通じて、健康の増進及び自立意識の向上を図るとともに障害者の社会参加を促進し、

障害者福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容

団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 200,000,000円 (平成15年 3 月31日現在)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

嘱託取扱要領について

「財団法人島根県障害者スポーツ協会非常勤嘱託取扱要領」において「報酬は、次の各号に掲げるものとし、それぞれの額は別に定めるものとする。」とされているが、額が定められていない。

嘱託職員の通勤手当について

嘱託職員の報酬に関する具体的な規程がないため、嘱託職員の通勤手当は、県の「臨時的職員等に対する通勤手当相当分の賃金等支給要領」により算定されている。ところが、同要領によれば「所属長が指定した勤務日に応じた通勤所要回数」に基づいて算出した金額を支給すべきであるが、月16日勤務の嘱託職員に対し、誤って21日分(全額)の通勤手当を支給している。

廃棄物処理委託契約書について

「財団法人島根県障害者スポーツ協会会計規程」において、「契約は島根県の関係条例又は規則の規程に準じて行うものとする」とされているが、廃棄物処理委託について契約書が作成されていない。

イ 運営の合理化に関する意見

団体自らが企画する事業の充実について

現在、団体の事業は、収入の90%弱が県からの委託料であることからわかるように、県事業の受け皿の性格が強い。

しかし、団体の設立目的からすれば団体独自の企画による事業展開が期待されているので、今後は、自主事業を充実して本来の設立目的が達成されるよう検討されたい。

12	団体名	(社)島根県畜産振興協会	所管課	畜産振興課
----	-----	--------------	-----	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和43年 3 月13日 (経過年数：35年)

平成14年 4 月 1 日付で(社)畜産会 (昭和30年設立) 及び(社)家畜畜産物衛生指導協会 (昭和49年設立) と(社)肉用牛価格安定基金協会 (昭和43年設立) が統合し、名称を変更

(2) 目的

- ・ 畜産農家及び畜産農家の組織する団体の経営・運営の指導
- ・ 肉用牛及び肉豚の生産者に対する生産者補給金の交付
- ・ 家畜の防疫、改良、畜産物の品質向上のための検査及び指導

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 肥育牛価格安定事業費補助金

(ア) 内容

団体が肥育経営の安定化を図るために設けている「地域肥育牛経営安定基金」に対し、生産者積立分を助成するため基金の1/8以内を助成する。

(イ) 助成金額 21,804,000円

イ 補助金名 B S E 肥育牛価格安定事業費補助金

(ア) 内容

B S E 発生による肥育牛販売価格の低落により「地域肥育牛経営安定基金」を増額する必要が生じ、基金増額の一部を予算の範囲内で補助する。

(イ) 助成金額 13,334,000円

(2) 出資

ア 内容

団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 90,000,000円 (平成15年3月31日現在)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

団体統合による成果の実現について

平成14年4月1日に、(社)畜産会及び(社)家畜畜産物衛生指導協会が(社)肉用牛価格安定基金協会に統合され、新たに(社)島根県畜産振興協会が設立された。統合後2年に満たない時点において、統合の成果はただちには表れてはいないが、事業に関する情報の共有化等効率的業務執行ができる基盤が整備されたので、今後、組織の横断的見直し、縦割りになっている事業の統合化などに積極的に取り組み、組織統合の成果を具体的な形で示し、類似団体統合のモデルケースとなるよう更なる努力をされたい。

13	団体名	(社)島根県林業公社	所管課	林業課
----	-----	------------	-----	-----

1 団体の設立

(1) 時期 昭和40年6月16日 (経過年数：39年)

(2) 目的

- ・ 造林・育林等林業に関する事業及び林業労働力の確保の促進
- ・ 森林資源の培養と森林の多面的機能の維持増進
- ・ 農山村経済の振興、地域住民の福祉の向上に寄与

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県林業公社不成績林等処理対策事業補助金

イ 内容

団体が実施した造林地において、松くい虫被害等により不成績林化した造林地に対し、農林漁業金融公庫から借入した資金の繰上げ償還(元利)に要する経費及び契約解除等に要する事務費を補助する。

ウ 助成金額 39,087,000円

(2) 貸付金

ア 貸付金 (資金) 名

島根県林業公社事業資金

(ア) 内容

団体が行う分収造林事業の実施等に要する事業資金を貸し付ける。

(イ) 貸付金額 (平成15年 3 月31日現在)

	元 金	利 息
累 計 額	23,245,727千円	22,875,275千円
残 高	23,013,555千円	22,873,190千円

イ 貸付金 (資金) 名

林業就業促進資金

(ア) 内容

新たに林業に就業しようとする者に対して、就業に必要な資金を貸し付ける。

(イ) 貸付金額 (平成15年 3 月31日現在)

	元 金
累 計 額	149,700千円
残 高	134,610千円

(3) 損失補償

ア 内容

団体が分収造林事業の実施等に要する資金を農林漁業金融公庫から借入した場合、県が農林漁業金融公庫に損失補償を行う。

イ 補償限度額 43,930,705,000円 (平成15年 3 月31日現在)

(4) 出資

ア 内容

団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 225,000,000円 (平成15年 3 月31日現在)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

団体への財政的援助 (分収造林事業) に対する対応について

団体に対する財政的援助の状況は下表のとおりである。(平成15年 3 月31日現在)

(単位：千円)

	元 金 等	利 息
貸 付 金 (残 高)	23,013,555	22,873,190
損失補償 (限度額)	43,930,705	
補助金 (累計額)	6,994,774	

以上のように団体に対し多額にのぼる財政的援助を行っている状況があるので、次の点について検討され

たい。

- a 平成14年度における団体の試算によれば、平成100年代初頭までの間に600億円を上回る累積損が発生することが予測されている。

この団体の見通しどおりになれば、団体に対し貸付けや損失補償を行っている県は、莫大な補てんをせざるを得なくなるおそれがある。については、団体に対する業務・経営全般にわたり指導を強力に行う必要がある。

- b 森林は国の貴重な財産でもあり、国において分収林特別措置法が制定され、分収林事業が推進されてきたところである。このため、県のみには過大な負担が生じないよう、関係する公共団体と一体となって、国が分収林事業に対し抜本的財政支援策を講ずるよう強力に働きかけを行うべきである。

- c 現在、県から団体への貸付けは、「島根県林業公社事業資金貸付要綱」に基づき実施されている。平成10年3月に従前の「島根県林業開発促進資金規則」から前記要綱に変更されたため、貸付利率、償還期間等貸付条件が変更されても公表されていない。

したがって、貸付資金の無利子化等の実質的に県の負担が増えるような条件変更を行った場合は、分収林事業が抱えている問題の大きさを考慮し、インターネットの利用等県民への情報提供に心がけるべきである。

また、団体への貸付けに当たっては、団体から分収林事業の長期的事業計画など必要な経営関係資料の提出を求めるとともに、一定の審査基準の下に慎重な審査を行い貸付けの是非を決定すべきであると思われるので、添付書類のあり方、審査基準の策定等を検討する必要がある。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

経営改善対策について

団体が実施している分収林事業は、木材需要の低迷、輸入材の増加等により、極めて憂慮すべき状況にある。

したがって、特に次の事項を十分検討の上、役職員が一丸となって経営改善対策等に強力に取り組まれない。

- a 団体の役職員には、林業の技術的専門家は多いが、木材の販売や木材事業経営に関する専門家は少ない。団体の事業は、分収林収入を得ることが前提となっているため、木材の販売に精通し、木材の需要及び市場動向も読める人材を民間から招致する等、バランスのとれた経営管理体制をつくる必要がある。

- b 団体が策定を予定している「林業公社経営改善計画」においては、今後における木材の需要、価格の動向等林業を取り巻く環境の推移、見通し等を十分に検討し計画に盛り込むことが必要である。このことは、特に事業計画の変更において、伐期の延長等将来予測と密接不可分な要素を織り込む場合は、必須条件であると認識すべきである。

また、県から受ける貸付金について無利子化を求める場合は、県及び県民に負担を求める理由を詳しく説明する必要がある。

更に、改善計画は、国や県に依存するもののみではなく、事業主体である団体自らの努力により収益を上げる方策を重視すべきであり、独自の取り組みを行っている先進地や関係団体と連携した販売促進策はもとより、県の木材需要の掘り起こし、木材需要の創出につながる施策の検討にも力を注ぐべきである。

- c 団体は、事業収入により運営することを基本とする団体であるので、企業会計的手法も取り入れた厳しい経営分析を行うべきである。例えば、損益計算書を作成し、企業体としてみればどのような損益となっているのか等を数字で確認することを通し、役職員が団体の置かれている状況の厳しさを確認することも重要である。

d 分収林事業は、団体、市町村、土地所有者の三者の契約に基づき実施されている事業であり、また上記のとおり事業、経営上共に問題を抱え、県からの財政的援助も多額にのぼっている。

このため、経営状況や事業実施状況等について、インターネットその他の手段により定期的に、わかりやすく情報提供し、土地所有者や一般県民の理解を得る努力をする必要がある。

14	団 体 名	島根県漁業信用基金協会	所 管 課	水 産 課
----	-------	-------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和28年 8 月20日 (経過年数：50年)

(2) 目的

金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容

団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出資金額 1,226,550,000円 (平成15年 3 月31日現在)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

経営の改善について

中小漁業者の倒産、廃業等に伴い団体が中小漁業者に代わって行った代位弁済の求償権残高がかさみ17億6千万円余となり、経営上の損失が続いているので、債権回収に努めるとともに、業務の効率化等により経営の改善を図られたい。

15	団 体 名	助しまね産業振興財団	所 管 課	産 業 振 興 課 企 業 立 地 課 経 営 支 援 課
----	-------	------------	-------	-------------------------------------

1 団体の設立

(1) 時期 平成11年 3 月 9 日 (経過年数：4 年)

(2) 目的

- ・ 島根県の産業の高度化
- ・ 新たな産業の育成
- ・ 地域の情報化の促進

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金

(ア) 内容

産業の高度化と新産業の創出を目指し、企業支援活動を円滑に進めるために造成された基金の補充資金を補助する。

(イ) 助成金額 125,999,521円

イ (財)しまね産業振興財団管理費補助金

(ア) 内容

団体の人件費、事務費、管理費を補助する。

(イ) 助成金額 173,446,907円

ウ 島根県ベンチャー企業支援事業補助金

(ア) 内容

ベンチャー融資債務保証事業に係る事務費及び創業スペース支援事業に係る事業費・事務費を補助する。

(イ) 助成金額 146,189,660円

エ しまねビジネスセンター設置運営費補助金

(ア) 内容

「しまねビジネスセンター」の管理運営費を補助する。

(イ) 助成金額 32,153,051円

オ 島根県中小企業支援センター事業費補助金

(ア) 内容

中小企業支援センターとして中小企業支援、新産業創出に係る各種事業に要する経費を補助する。

(イ) 助成金額 17,812,856円

カ 情報通信費補助金

(ア) 内容

研究開発型企業及び研究開発支援企業等を対象に、団体が実施する高速通信専用回線利用補助事業及び通常通信経費補助事業に要する経費を補助する。

(イ) 助成金額 11,189,000円

(2) 出資

ア 内容

団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 146,196,000円 (平成15年3月31日現在)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

財産目録について

16会計個別の財産目録は作成されているが、団体全体の財産目録が作成されていない。

会計帳簿について

しまね産業財団財務規程第42条(帳簿の種類)に規定する財産台帳、有価証券台帳、貸与設備台帳、リース先台帳、設備資金貸付台帳、現金出納簿等未整備なものがあつた。

イ 運営の合理化に関する意見

事業管理体制の合理化について

この団体は、島根県中小企業振興公社としまね技術振興協会が統合し設立されたが、現在、事業は16会計66事業と細分化され、複雑多岐にわたっているため、事業を体系的に整理統合されたい。

また、会計事務は、現在団体各課で執行されているが、一元管理し、事務の効率化を図られたい。

16	団 体 名	島根県信用保証協会	所 管 課	経 営 支 援 課
----	-------	-----------	-------	-----------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和24年10月15日 (経過年数：54年)

(2) 目的

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補給金名 島根県信用保証協会保証料補給金

イ 内容

平成14年度から団体の支払う無担保保険等の保険料率が引き上げられたが、中小企業者への影響を考慮し保証料率は据え置いたことに伴い、団体の負担増加分を補給する。

ウ 助成金額 20,000,000円

(2) 出資

ア 内容

島根県信用保証協会の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 4,564,702,000円 (平成15年 3 月31日現在)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

17	団 体 名	島根県中小企業団体中央会	所 管 課	経 営 支 援 課
----	-------	--------------	-------	-----------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和31年 2 月13日 (経過年数：47年)

(2) 目的

- ・ 中小企業等協同組合の組織化、経営指導等組合の健全な発展を図るための事業を行う。
- ・ 中小規模の商業、鉱業、工業、運送業、サービス業等の事業を行う者の地位の向上を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金

イ 内容

中小企業の経営の安定化を図るために、団体が行う組合指導に要する経費を補助する。

ウ 助成金額 138,752,000円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

18	団体名	松江商工会議所(中小企業相談所)	所管課	経営支援課
----	-----	------------------	-----	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和27年3月16日(経過年数:51年)

(2) 目的

- ・ 商工会議所としての意見の公表と国会等への具申、建議を行うこと
- ・ 商工業に関する調査研究、情報・資料の収集、刊行を行うこと
- ・ 商工業に関する技術技能の普及及び検定を行うこと

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

商工会、商工会議所等に置かれている経営指導員等が行う指導事業等に要する経費を補助する。

ウ 助成金額 84,203,825円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

経営改善普及事業について

小規模事業者に対する経営改善普及事業については、労務問題、記帳指導、融資斡旋、経営相談等にとどまらず、産業技術の高度化、情報化の進展等経営環境の急激な変化に対応した技術開発支援、IT経営支援、事業転換等の指導を強化されたい。

19		出雲空港ターミナルビル(株)		
20	団体名	石見空港ターミナルビル(株)	所管課	港湾空港課
21		隠岐空港ターミナルビル(株)		

1 団体の設立

(1) 時期

ア 出雲空港ターミナルビル(株)

昭和55年6月2日(経過年数:23年)

イ 石見空港ターミナルビル(株)

平成 3 年 9 月 5 日 (経過年数 : 12年)

ウ 隠岐空港ターミナルビル㈱

昭和61年 8 月14日 (経過年数 : 17年)

(2) 目的

- ・ 空港ターミナルビルの維持管理
- ・ 空港ターミナルビルの貸室及び附帯施設の賃貸

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出雲空港ターミナルビル㈱

ア 貸付金

(ア) 貸付金名 地域総合整備資金貸付金

(イ) 内容

出雲空港ターミナルビル㈱の建設に要する資金を貸し付ける。

(ウ) 貸付金額 139,696,000円 (平成15年 3 月31日現在)

イ 出資

(ア) 内容

出雲空港ターミナルビル㈱の設立に際し、資本金を出資する。

(イ) 出資金額 100,000,000円 (平成15年 3 月31日現在)

(2) 石見空港ターミナルビル㈱

ア 貸付金

(ア) 貸付金名 地域総合整備資金貸付金

(イ) 内容

石見空港ターミナルビル㈱の建設に要する資金を貸し付ける。

(ウ) 貸付金額 54,852,000円 (平成15年 3 月31日現在)

イ 出資

(ア) 内容

石見空港ターミナルビル㈱の設立に際し、資本金を出資する。

(イ) 出資金額 144,000,000円 (平成15年 3 月31日現在)

(3) 隠岐空港ターミナルビル㈱

ア 出資

(ア) 内容

隠岐空港ターミナルビル㈱の設立に際し、資本金を出資する。

(イ) 出資金額 20,000,000円 (平成15年 3 月31日現在)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

22	団体名	島根県職業能力開発協会	所管課	労働政策課
----	-----	-------------	-----	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和54年4月2日(経過年数:24年)

(2) 目的

- ・ 民間企業が行う人材育成について、指導・助言、情報の収集・提供等を通じ、効果的な推進を図る。
- ・ 職業能力開発促進法に規定する技能検定試験等の実施を通じ、労働者の資質の向上を図る。
- ・ 技能者の社会的・経済的地位の向上、社会における技能尊重気運の醸成を図ることにより、技能後継者の確保・定着を促進する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 職業能力開発推進事業費補助金

イ 内容

団体が、職業能力開発促進法第89条の規定により行う事業の実施に要する経費のうち、協会の管理に要する経費及び事業の実施に要する経費の一部を補助する。

ウ 助成金額 67,502,000円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

23	団体名	(助)島根県建築住宅センター	所管課	建築住宅課
----	-----	----------------	-----	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和49年7月1日(経過年数:29年)

(2) 目的

建築基準法に基づく建築確認及び検査、特殊建築物定期報告業務等の実施を通じて建築物に関する安全性の確保及び適正な維持管理を推進する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容

団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 1,000,000円(平成15年3月31日現在)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

旅費規程について

旅費についての規程が定められていない。

イ 運営の合理化に関する意見

「特殊建築物定期報告調査」への取り組みについて

団体の主要事業である「特殊建築物定期報告調査」は、不特定多数の者が利用する旅館・ホテル、雑居ビル等特殊建築物の建築災害を未然に防止し、県民生活の安全確保を図るために行う公益性の高い事業であり、また、団体の主要な財源ともなっている。

業務の状況を見ると、旅館・ホテル等報告率の低い建築物があるので、特定行政庁である県、松江市及び出雲市と一層の連携を図り、普及啓発活動を強力に推進されたい。

24	団 体 名	(財)島根県警察職員互助会	所 管 課	警察本部会計課
----	-------	---------------	-------	---------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和53年 9 月 1 日 (経過年数：25年)

(2) 目的

島根県警察職員及び警察関係者の相互救済と福祉の増進を図り、もって警察行政の円滑、かつ、効率的な運営に協力し、公共の安全と秩序の維持に寄与することを目的とする。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県警察職員互助会補助金

イ 内容

慶弔等の給付、見舞金の給付及び島根県警察職員の福利厚生に関する事業に要する経費を補助する。

ウ 助成金額 48,066,000円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

互助会の構成員について

「職員の互助会に関する条例」第 2 条に規定する職員のほかに共済組合及び互助会の職員が含まれているので是正すること。

補助対象者について

「職員の互助会に関する条例」第 2 条に規定する職員以外の共済組合及び互助会の職員に対しても、補助金の対象になっているので見直すこと。

イ 運営の合理化に関する意見

補助対象事業について

社会情勢の変化に伴い、売店の光熱水費、永年勤続夫婦旅行助成、リフレッシュ休暇助成、カフェテリアプラン等について補助金の対象としての給付を見直すこと。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

別表1 財政的援助団体等の監査について

1 根拠規程

地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払いを保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

2 財政的援助等の説明 (主なもの)

補助金	地方公共団体が特定の者の行う事務又は事業に対し、助成又は財政上の援助を与えるために交付するもの
損失補償	特定の者が、金融機関から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって、当該金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が、融資を受けた者に代わって、当該金融機関等に対してその損失を補償するとする、いわゆる損失補償契約が結ばれているもの
貸付金	地方公共団体が、特定の者のために、特定の目的をもって貸付けを行っているもの
出 資	地方公共団体が、資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資しているもの
借入保証	特定の者が金融機関から融資を受ける際、普通地方公共団体が、債務者のために、当該金融機関等に対し、その債務又はこれから生ずる利子の返済を保証するいわゆる、債務保証契約が結ばれているもの
公の施設管理	地方公共団体が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定した法人その他の団体に管理を行わせているもの

3 監査結果の決定、提出、公表

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、県議会議長及び知事並びに関係のある委員会の長に監査の結果に関する報告を提出するとともに、県報で公表する。

4 監査結果報告に対する措置状況の通知、公表

監査結果報告に対し、議会、知事、委員会が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することになっている。通知を受けた監査委員は、当該通知の内容を県報で公表する。

別表 2 監査実施時期

	団 体	実 施 年 月 日	
		団 体	所 管 課
1	(財)島根県職員互助会	平成15年11月 7 日	平成15年12月 9 日
2	(財)ふるさと島根定住財団	平成15年11月12日	平成15年12月 9 日
3	(財)島根県市町村振興協会	平成15年11月13日	平成15年12月 9 日
4	(財)島根ふれあい環境財団21	平成15年11月12日	平成15年12月 9 日
5	(財)島根並河萬里写真財団	平成15年11月12日	平成15年12月12日
6	(財)島根県環境管理センター	平成15年11月12日	平成15年12月 9 日
7	備みずうみ	平成15年11月13日	平成15年12月 9 日
8	(財)島根県環境保健公社	平成15年11月18日	平成15年12月12日
9	(社)島根県医師会	平成15年11月14日	平成15年12月12日
10	(財)しまね長寿社会振興財団	平成15年11月18日	平成15年12月 9 日
11	(財)島根県障害者スポーツ協会	平成15年11月18日	平成15年12月 9 日
12	(社)島根県畜産振興協会	平成15年11月13日	平成15年12月 9 日
13	(社)島根県林業公社	平成15年11月18日	平成15年12月12日
14	島根県漁業信用基金協会	平成15年11月12日	平成15年12月 9 日
15	(財)しまね産業振興財団	平成15年11月14日	平成15年12月 9 日
16	島根県信用保証協会	平成15年11月18日	平成15年12月 9 日
17	島根県中小企業団体中央会	平成15年11月14日	平成15年12月 9 日
18	松江商工会議所 (中小企業相談所)	平成15年11月13日	平成15年12月 9 日
19	出雲空港ターミナルビル(株)	平成15年11月12日	平成15年12月 9 日
20	石見空港ターミナルビル(株)	平成15年11月11日	平成15年12月 9 日
21	隠岐空港ターミナルビル(株)	平成15年11月11日	平成15年12月 9 日
22	島根県職業能力開発協会	平成15年11月14日	平成15年12月 9 日
23	(財)島根県建築住宅センター	平成15年11月18日	平成15年12月 9 日
24	(財)島根県警察職員互助会	平成15年11月 7 日	平成15年12月 9 日

